

平成29年1月16日

生命保険窓販商品の追加

－ 第一フロンティア生命の通貨指定型個人年金保険『プレミアカレンシー・プラス』－

＜正式名称：通貨指定型個人年金保険＞

千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成29年1月16日（月）から、通貨指定型個人年金保険『プレミアカレンシー・プラス』（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）の販売を開始いたします。

充実した生命保険窓販商品のラインナップにより、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『プレミアカレンシー・プラス』

＜正式名称：通貨指定型個人年金保険＞

（引受保険会社：第一フロンティア生命保険株式会社）

2. 販売開始日

平成29年1月16日（月）

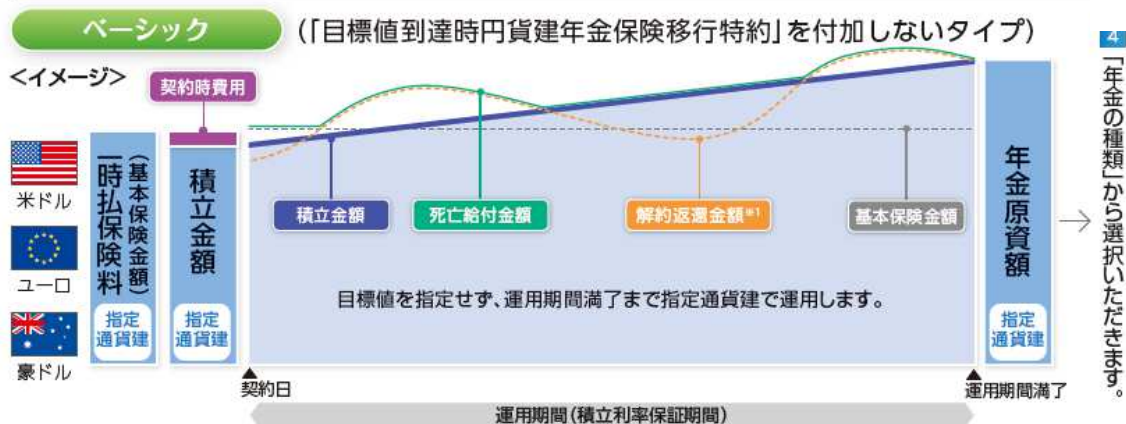
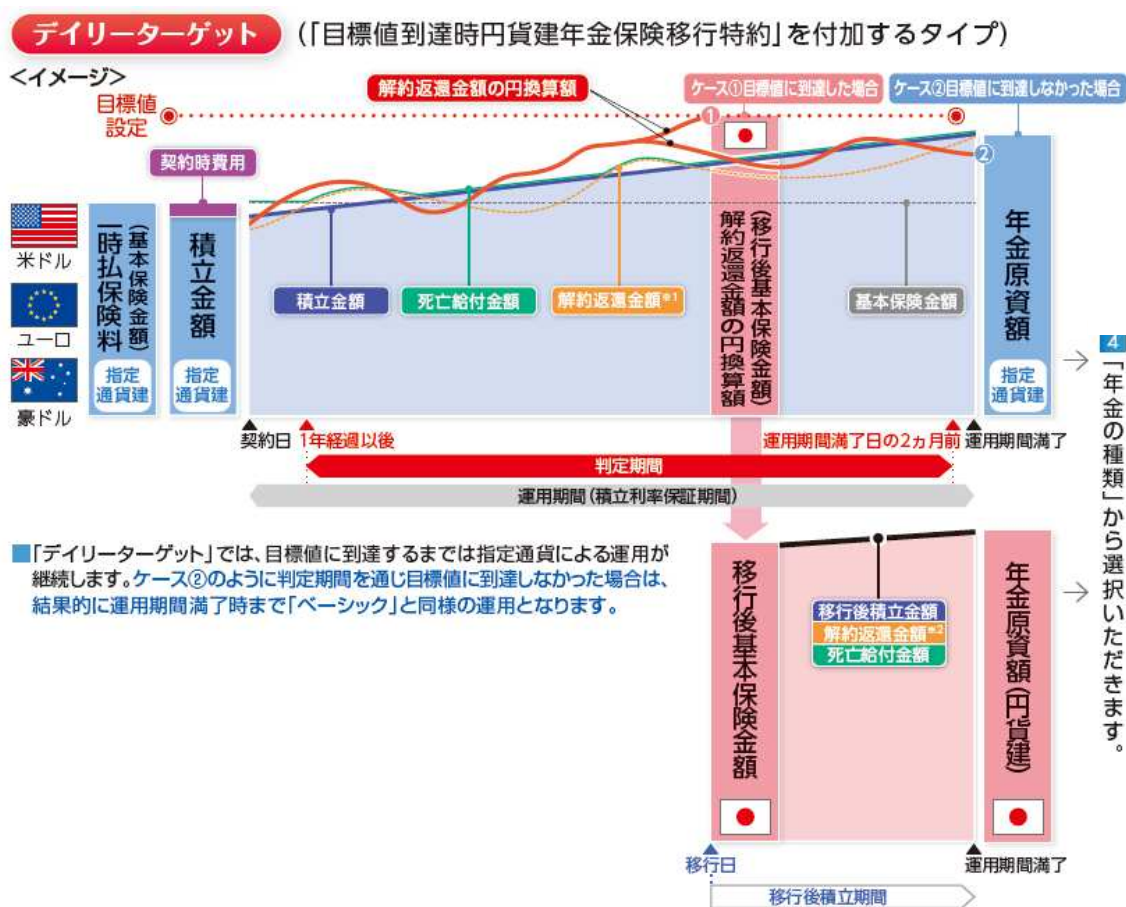
3. 商品概要

『プレミアカレンシー・プラス』の主な特徴

1. ご契約時に3つの通貨からひとつお選びいただけます。
 - ・ 通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。
2. 保険料を指定通貨と異なる通貨でお払い込みいただけます。
 - ・ 指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、それぞれ豪ドル、米ドルまたは円での入金が可能です。
 - ・ 指定通貨がユーロの場合は、ユーロまたは円での入金が可能です。
3. ご契約時に適用される積立利率で、着実に積立金額をふやせます。
 - ・ 外貨建の年金原資額や死亡給付金額が外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
4. 1年経過以後、第一フロンティア生命が目標到達状況を毎営業日判定します。目標到達後は円貨建の年金保険に移行します。

- ・ ご契約時に目標値(105%または110%~200%(10%きざみ))を設定していただきます。契約日から1年経過以後、運用期間満了日の2か月前まで、到達状況を毎営業日判定します。目標に到達した場合、運用成果を円貨で確定させ、自動的に円貨建の年金保険に移行します。
- ・ 移行後、解約返還金額(積立金額と同額)は経過に応じて逡増します。
- * 積立利率保証期間は3年、5年、6年、10年から選択可能です。(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない期間があります。
- * 判定期間を通じ、目標値に到達しなかった場合には、運用期間満了時まで指定通貨による運用が継続します。
- * 目標値に到達し、円貨建の年金保険に移行した場合は、積立利率保証期間の更新(延長)の取り扱いはありません。

(1) 商品のしくみ図



(「デ일리ターゲット」・「ベーシック」共通)

*1 市場価格調整を行うため、増減します。 *2 円貨建の年金保険への移行後は、市場価格調整を行いません。

* 上記のしくみ図は積立利率保証期間を更新しない場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡給付金額や解約返還金額などを保証するものではありません。

* 積立利率保証期間は3年、5年、6年、10年から選択可能です(ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨・運用期間があります)。

【主なお取扱いについて】

契約年齢範囲	積立利率保証期間																								
	3年 0歳～87歳	5年 0歳～85歳	6年 0歳～84歳	10年 0歳～80歳																					
※契約日における被保険者の満年齢																									
最低保険金額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指定通貨で 入金する場合</td> <td>米ドル</td> <td>ユーロ</td> <td>豪ドル</td> </tr> <tr> <td>10,000米ドル</td> <td>10,000ユーロ</td> <td>10,000豪ドル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">円貨で 入金する場合</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定通貨と 異なる外貨で 入金する場合</td> <td>払込通貨</td> <td>払込通貨:米ドル 指定通貨:豪ドル</td> <td>払込通貨:豪ドル 指定通貨:米ドル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000米ドル</td> <td>10,000豪ドル</td> </tr> </table> <p>* 保険料の払込単位は、円:1万円、米ドル:1米ドル、ユーロ:1ユーロ、豪ドル:1豪ドル。</p>				指定通貨で 入金する場合	米ドル	ユーロ	豪ドル	10,000米ドル	10,000ユーロ	10,000豪ドル	円貨で 入金する場合	円			100万円			指定通貨と 異なる外貨で 入金する場合	払込通貨	払込通貨:米ドル 指定通貨:豪ドル	払込通貨:豪ドル 指定通貨:米ドル		10,000米ドル	10,000豪ドル
指定通貨で 入金する場合	米ドル	ユーロ	豪ドル																						
	10,000米ドル	10,000ユーロ	10,000豪ドル																						
円貨で 入金する場合	円																								
	100万円																								
指定通貨と 異なる外貨で 入金する場合	払込通貨	払込通貨:米ドル 指定通貨:豪ドル	払込通貨:豪ドル 指定通貨:米ドル																						
		10,000米ドル	10,000豪ドル																						
最高保険金額	5億円相当額 ※第一フロンティア生命の定額個人年金保険の基本保険金額を通算して5億円相当額が上限																								
積立利率保証期間	3年、5年、6年、10年、(※更新時のみ1年選択可)																								
年金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定年金 (3～7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) ・ 死亡時保証金額付終身年金 ・ 10年保証期間付終身年金 																								
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値到達時円貨建年金保険移行特約 ・ 保険料円貨入金特約 ・ 保険料外貨入金特約 ・ 円貨支払特約 ・ 死亡給付金等の年金払特約 																								



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

ご契約時

項目	費用			
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して			
	積立利率保証期間			
	3年	5年	6年	10年
	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

積立利率保証期間中

直接負担していただく費用はありません。

*保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いております。

積立利率保証期間の更新時

項目	費用				
更新時費用 積立利率保証期間の更新に必要な費用です。	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して				
	積立利率保証期間				
	1年	3年	5年	6年	10年
	0.2%	1.1%	1.8%	2.1%	3.6%

年金受取期間中

項目	費用*2
保険契約関係費 (年金管理費)*1 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.4% (円貨で年金を受け取る場合は 0.35%)

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2016年3月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額に対しては**1.4%**(円貨の場合は**1.0%**)となります。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭

■「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

払込通貨	指定通貨	「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)
米ドル	豪ドル	(米ドルのTTM-25銭) ÷ (豪ドルのTTM+25銭)
豪ドル	米ドル	(豪ドルのTTM-25銭) ÷ (米ドルのTTM+25銭)

■積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合

積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合の為替レート(クロスレート)
(変更前の指定通貨のTTM-25銭) ÷ (変更後の指定通貨のTTM+25銭)

*上記の為替レートは、2016年3月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

諸費用



解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。



為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

このプレスリリースは、『プレミアカレンシー・プラス』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約内容説明書」を必ずご覧ください。

● ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されていません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「特別勘定のしおり(変額商品のみ)」を必ずご覧ください。
- ・当行(募集代理店)の行員(生命保険募集人)は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- ・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。(保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。)失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。

以上